

「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議」

1 会議の概要

新潟市では、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と人権を尊重し、安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定しています。

この条例に基づき、障がいを理由とした差別の解消や理解促進の取組を進めるため、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議」を設置しています。また、本会議は障害者差別解消法に基づき、関係機関により構成される「障害者差別解消支援地域協議会」を兼ねるものです。

2 会議の役割

本会議は、関係機関が情報を共有しながら、差別解消や理解促進に向けた取組について協議し、必要に応じて市長へ提案を行います。

○主な役割

- ・相談事例を踏まえた差別解消の取組の検討
- ・障がいの理解を深めるための人材育成や周知啓発の検討
- ・条例の周知・施行状況の確認

3 条例が禁止する障がいを理由とする差別

条例では、障がいを理由とする差別を法的義務として禁止しています。

(1) 不利益な取扱い

正当な理由なく、障がいがあることを理由にサービス提供を拒否したり、利用を制限すること。(例：障がいを理由にアパートの契約を断る)

(2) 合理的配慮の不提供

障がいのある人が必要な配慮を求めた場合に、社会的障壁を取り除く配慮を行わないこと。(例：聴覚障がい者に筆談などの配慮を行わない)

4 共生社会の実現に向けた取組

新潟市では、条例の理念を広く市民に伝えるため、啓発活動などの取組を進め、障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりを推進しています。